

史料から見た『物類品隠』出版経緯に関する一考察

松田 泰代

はじめに

『物類品隠』は、本文四巻、図絵一巻、附録一巻の計六巻六冊からなる大本である。平賀源内が編集し、宝暦十三（一七六三）年に刊行した書物である。管見の限り『物類品隠』には、「松籟館藏板」「赤井館藏板」「青藜館／種玉堂合梓」の三種が存在する。

史料「割印帳」「開板御願書扣」「寛政二戌年改正板木総目録株帳」「文化九壬申年板木総目録株帳」を中心に、書肆須原屋市兵衛と『物類品隠』の関係を明らかにし、「青藜館／種玉堂合梓」の位置づけを行なう。『物類品隠』の種類を整理し、その出版経緯について考察を行う。

この論文では『物類品隠』の内容（コンテンツ）の研究ではなく、媒体（メディア）である書籍の研究を行う。書誌学研究においては、すべての媒体を完全網羅して系統図を明らかにすることが重要である。すなわち、全ページを限無く比較調査し、全点調査することが必要となつてくる。しかし、この研究の目的は市兵衛と『物類品隠』の関係、『物類品隠』を頒布する書肆の変遷を明らかにすることであるから、書籍の物量的比較手法を採用するのではなく史料による探求手法を試みる。

版面の状態や誤字脱字および誤記の変化などの調査で前後関係を判断するのではなく、出版物の刊記情報、書肆の広告である藏版目録から書肆の関係性と年代を考察し、史料⁽¹⁾により版権の整理を行ない、丙寅の火事が及ぼ

した影響について触れ、版権の移動を考察する。

1 「物類品隠」の刊記情報

『物類品隠』は「物産を品評して定める」という意味をもつ。本文卷首に、「藍水田村先生鑒定／讃岐 島溪平賀國倫編輯／東都 田村善之／中川鱗／信濃 青山茂恂校」と明記されていることにより、平賀国倫（号＝島溪）こと源内が編集し、その師である田村元雄（号＝藍水）が拘わっていることがわかる。藍水は後藤光生（字＝黎春）と共に序文を寄せており、源内は凡例で成立に関する経緯を述べている。

この書物の成立経緯は、「宝暦十二（一七六二）年海内の同士に告げ物類会を開催した。凡そ三十余国より品種千三百余種をあつめ、以前からの四会を合わせて通算すると二千余種が異国のものを含めて大いに集まり、そこでその中から選んで編集した」とのことである。以前かららの四会というのは、藍水が宝暦七年に湯島で開いた薬草会、宝暦八年に同じく藍水が神田で開いた薬草会、宝暦九年に源内が湯島で開いた薬草会、宝暦十年に藍水の

弟子松田長元が市ヶ谷で開いた薬品会である。この書物を成立させるきっかけとなつた宝暦十二年の壬午の会（東都薬品会）は、規模も内容も画期的なものであつた。また、大阪の戸田旭山が宝暦十年三月に淨安寺で物産会を開き、その記録である『文会録』を上梓し、源内は跋文を寄せている。『文会録』の出版は、『物類品隠』の成立に影響を与えた可能性もある。

管見の限り『物類品隠』には、「松籟館藏板」「赤井館藏板」「青藜館／種玉堂合梓」の三種を確認している。『物類品隠』は、宝暦十三年七月の刊記を持つ。「松籟館藏板」の特徴は、一巻見返しに「松籟館藏板」、刊記に「松籟館藏版」と記載されており、書肆としては須原屋市兵衛、植村藤三郎、柏原屋清左衛門の名が確認できる。「赤井館藏板」は、一巻見返しに「赤井館藏板」、刊記に「赤井館藏版」と記載されており、書肆としては須原屋市兵衛、柏原屋清左衛門の他に柏原屋與左衛門、河内屋喜兵衛、北村佐衛門の名が見られる。「青藜館／種玉堂合梓」の特徴は、刊記に「文化三丙寅年求版」とあり、一巻見返しは「青藜館／種玉堂合梓」、刊記には「赤井館藏版」とある。書肆としては、今津屋辰三郎と河内屋儀助の名が見

					一卷見返し（封面）	朱印
種玉堂 青藜館 合粹	赤井館藏板	赤井館藏板	松籬館藏板	松籬館藏板	<p>一卷見返し（封面） • 白文方印「松籬館」 • 魁星（かいせい）印</p> <p>五卷（絵図）卷末 • 白文方印「雪」「溪」</p> <p>六卷（附録）二十丁表 • 朱文方印「國」「白文方印「倫」」 • 白文長方印「松籬館図書記」</p>	寛暦十三年癸未秋七月吉辰 松籬館藏版 鳩渓平賀先生嗣出書 神農本經圖注 净貞五百介圖 物類品隨後編 四季名物正字考 書肆 江戸本石町通三丁目植村 藤三郎 同 室町 三丁目須原屋市兵衛 大坂心齋橋筋順慶町柏原屋清右衛門 全粹 寛暦十三年癸未秋七月吉辰 赤井館藏版 大坂順慶町五丁目 柏原屋與左衛門 同心齋橋筋久太郎町河内屋喜兵衛 堀湯屋町山ノ口筋 北村 佐兵衛 江戸 室町 三丁目須原屋市兵衛 大坂心齋橋筋順慶町柏原屋清右衛門
文化三年丙寅年求版 大阪江戸掘壹丁目 今津屋辰三郎 同心齋橋通南本町 河内屋儀助	同右	寶曆十三年癸未秋七月吉辰 赤井館藏版	同右	同右	紹じ違えあり（＊） 市兵衛広告あるものもあり（2種）	刊記
儀助広告あるものもあり（1種）	綴じ違えあり（＊）					備考

られる。青藜館は今津屋辰三郎の、種玉堂は種玉堂の堂号である。

杉本つとむは、関東系「松籟館蔵板」の印類の有無、関西系「赤井館蔵板」の中に「赤井館蔵版」「青藜館／種玉堂合梓」の版があると整理し、二種四類と数えている。⁽²⁾

また、杉本は序の順番の違いを単なる綴じ違いとは考えず、藍水の序が先にあるほうが妥当ではないかと提示し、「明和九年刊」の類についても触れている。⁽³⁾ 福田安典は、初版と訂正を入れ木で改めた二版が存在することに触れ、「松籟館図書記」の印類が「二版の各本にも捺され、しかも、朱印、墨印が入り交じる、あるいはその一つを欠くものがあることから、数年間明示され続けたことになる」という見解⁽⁴⁾を示している。

商業として成立している出版市場をみても、出版業、販売業（新刊本・古書）、貸本屋業が未分化であり、同時に営んでいる場合もあり、販売に特化している、貸本業に特化している場合もある。また、大阪では版権という資本に着目して投資している資産家の存在も確認できる。出版組合が包括する範囲も、江戸と大阪では違っている。大阪では同じ組合の中の一つの組織として機能しているが、江戸では、いわゆる「物の本」と呼ばれる本を扱う出版業と草紙を扱う出版業は別に組合が組織され、板木を作成する業種は別の組合を結成していた。

本を出版する資本について考えてみた場合、商業資本によるもの、個人資本によるもの、公的機関・それに準ずる資金によるものが考えられる。

商業資本によるものは、営業権（株）の販売により排他的な組織を形成していく出版組合により幕府の公認のもとで運営され、出版における自主規制と権利確保が行なわれていた。ただし、天保の改革により一時組合が解散させられ出版手続きが変わる⁽⁵⁾時期も存在する。

個人資本によるものは、整版本（板本）、木活字本があり、前者は本居家関係文書の中の出版関係資料⁽⁶⁾や林子平

2 「物類品隠」と書肆須原屋市兵衛

近世は、整版本（板本）、木活字本、書き本（写本）が同時に存在した時代である。そして、その中でも整版本を中心とする商業出版の出版市場が成立し、制度が形成された時代もある。

の『海国兵談』上梓のための資金集めの「口上之覚」にみられるように、まとまった資金が必要となり、後者は仲間内で簡易に配布するようなもの、例えば誹諧書や医学書などがあった。整版本は、素人蔵板物と呼ばれ、売り出す場合、出版手続きは書肆が代行する必要があつた。⁽⁷⁾

木活字本は、天保十三(一八四二)年九月二十六日⁽⁹⁾に木活字本が出版規制対象に上げられたことから判るように、江戸中期において木活字本は幕府の思想統制取締対象ではなく、比較的自由に作製が可能であつたと考えられる。

公的機関・それに準ずる資金によるものとしては、官版、藩校版、大名版があげられる。商業資本で制作される整版本以外の整版本は、蔵板出版と括られている。資本の出所がいすれにせよ出版行程は、主に出版業者が請け負つていたと考えられる。中には黄檗山万福寺の事例にみられる寺院出版のように、自前の出版部門を持つていた場合もある。

『物類品隠』は、「松籟館蔵板」と見返し(封面)に明記されていることから蔵板出版であつたと考えられる。「松籟館」は源内の私家版を示すとする説⁽¹⁰⁾と「高松藩松平頼恭の恩顧にそれとなく寓したものではないか」とす

る説⁽¹¹⁾がある。どちらも素人蔵板物であることにはかわりはないが、出版に係る費用を源内はどのようにして調達したのか考慮した場合、後者の説は説得力があるようと思われる。

松籟館蔵板に記載されている書肆には、「江戸本石町通三丁目 植村藤三郎」「江戸室町三丁目 須原屋市兵衛」「大坂心齋橋筋順慶町 柏原屋清右衛門」とあるが、市兵衛の行に「全梓」とあること、江戸における開版販売許可の記録簿である「割印帳」の明和元年六月二十五日の割印日に、宝曆十三末七月開版の情報と「物類品隠」全六冊 作者 平賀源内 板元売出し 須原屋市兵衛／墨付百八十七丁」とあること、大阪における開版の出願日と許可日が記録されている「開版御願書扣」には全く記載がないこと⁽¹³⁾から、『物類品隠』の出版行程に市兵衛が中心に関与していたのではないかと考える。

『物類品隠』松籟館蔵板の版権を市兵衛が所有していたと考える理由は、建部綾足(寒葉斎、吸露庵、孟喬、涼岱)の著作と出版者としての市兵衛の関係にみられる出版のビジネスモデルが応用されたのではないかと推測するからである。経営初期の市兵衛は誹諧と画譜を比較

的よく取り扱っている書肆であり、その主力商品は綾足の著作であつた。

『片歌道の始／片歌二夜問答』は、合冊されているものと『片歌道の始』と『片歌二夜問答』が独立して存在するものがある。前者は市兵衛により販売された書籍で、後者は二冊とも「吸露庵藏板」と刊記に明示されているとおり藏板出版である。「割印帳」の宝暦十三年十二月二十五日の割印日に記載されている「片歌道の始／片歌二夜問答 全二冊 涼岱作 板元売出 須原屋市兵衛／墨付百五十三丁」から、市兵衛によつて販売されたと考えられる。

また、この事例の実証材料として板木の権利が綾足から市兵衛に引き渡された経緯やその他出版事情が窺える史料の書簡五通⁽¹⁴⁾が存在する。これらの書簡により、市兵衛が書籍を作製して納品するのと引き換えに、板木を貰い受けていることが判る。

落款印や魁星印がある『物類品鷹』は、宝暦十三年七月から明和元年六月までの約一年弱と、市兵衛が売出しをしてからしばらく源内が販売に関与していた時代のものではないかと推測している。この期間の考えられる下限の年代は、全く印額が押されていない松籟館板『物類品鷹』に綴じられている市兵衛の藏版目録が使用されていた期間を確認することで、おおまかな推測が可能でないかと考へる。

市兵衛門の藏版目録を『物類品鷹』の中で現在二種（表2参照）確認している。表2では、「大本用竹簡型二段八行藏版目録」と「大本用短冊形二段八行藏版目録A」と記した。

「大本用竹簡型二段八行藏版目録」のある『物類品鷹⁽¹⁵⁾』は、その内容に割印日が明和四年十二月二十三日の『左傳属事』が記載されていることにより、明和四年十二月二十三日以降に市兵衛によつて販売された書籍であると考えられる。よつて、明和四年十二月頃にはすでに源内

3 「松籟館藏板」に綴じられている二種の藏版目録

<表2>『物類品隠』にみられる須原屋市兵衛の藏版目録

大本用竹簡型二段八行蔵 版目録		割印日（注1）	大本用短冊型二段八行蔵版目録 A	割印日（注1）
丁 表 上 段	(注2)		俳諧明題集	宝暦 13 年 12 月 25 日*
	蘭臺先生文集 近刻		芭蕉桐の一葉	〈享保 16 年 10 月〉
	龍門先生文集	宝暦 11 年 6 月 25 日	其角雜談集	[元禄 4 刊]
	唐明詩鍵	宝暦 13 年 6 月 22 日	桑岡集	〈宝暦 9 年 12 月〉
	六體千字文	宝暦 13 年 6 月 22 日	硯の筏	〈宝暦 5 年 12 月 23 日〉
	猿橋碑銘	宝暦 13 年 12 月 25 日	岩手山	[明和 5 年刊]
	字畫渾海	(宝永 2 刊) (*1)	根なし草	[宝暦 13 年刊]
丁 表 下 段	寒葉齋畫譜	宝暦 12 年 1 月 25 日*	志道軒傳	[宝暦 13 年刊]
	(注2)		片歌道のはじめ／二夜問答	宝暦 13 年 12 月 25 日
	王元美尺牘		片歌草のはり道	(宝暦 13 年自序) (*1)
	陸賈新語	(宝暦 12 刊) (*1)	片歌舊宜集	[明和 4 刊]
	左傳屬事	明和 4 年 12 月 23 日	哥文要語	明和 2 年 12 月 25 日
	石印集詔	〈宝暦 2 年 6 月〉	はし書ふり	[明和 3 序]
	歴代事跡之圖		寒葉齋畫譜	宝暦 12 年 1 月 25 日*
大明十三省圖／萬國一器界方量圖			水のゆくえ	明和元年閏 12 月 24 日
丁 裏 上 段	小兒方訣	宝暦 13 年 2 月 27 日	俳諧不斷櫻	(明和 4 年) (*2)
	物類品隠	明和元年 6 月 25 日	左傳屬事	明和 4 年 12 月 23 日
	瀧本五筆花法帖	〈宝暦 8 年 5 月〉	龍門先生文集	宝暦 11 年 6 月 25 日
	其角雜談集	[元禄 4 刊]	大疑錄	明和 4 年 3 月 27 日
	芭蕉桐の一葉	〈享保 16 年 10 月〉	経義折衷	(明和元刊) (*1)
	硯の筏	[宝暦 5 刊]	陸賈新語	[宝暦 12 年]
	大疑錄	明和 4 年 3 月 27 日	王元美尺牘	
丁 裏 下 段	抛入華乃園	明和 3 年 11 月 6 日	易學辨疑	[明和 4 刊]
	十體千字文	同定不能	太史華句	明和 6 年 4 月 19 日
	龍洲先生政字説	宝暦 13 年 2 月 27 日	大明十三省圖／萬國一器界圖	
	四季名物正字考 近刻		歴代事跡圖	
	俳諧古今明題集	宝暦 13 年 12 月 25 日*	物類品隠	明和元年 6 月 25 日
	片歌道のはじめ／二夜問答	宝暦 13 年 12 月 25 日	十體千字文	同定不能
	片歌草のはり道	(宝暦 13 年自序) (*1)	六體千字文	宝暦 13 年 6 月 22 日
(注2) 上段下段の仕切りなし		歌文要語	猿橋碑銘	宝暦 13 年 12 月 25 日
(注2) 上段下段の仕切りなし		はし書ふり	字畫渾海	(宝永 2 刊) (*1)
(注2) 上段下段の仕切りなし		水のゆくえ	石印集詔	〈宝暦 2 年 6 月〉
二 丁 表 上 段	(注1) * 割印帳に初出の割印日を採用 <> 板元ひ須原屋市 兵衛でない時の割印日 [] 国書総目録によるデータ () その他 *1 「日本古典籍総合目録」 *2 『徳川時代出版者出版物集覧』		抛入花の園	明和 3 年 11 月 6 日
	(注2) 上段下段の仕切りなし		生花千筋蘿	明和 5 年 9 月 27 日
	「東都書林申樹堂藏板目録 日本橋通室町三丁目／須原屋市兵衛」とあり		古言梯	明和 5 年 9 月 27 日
	(注3) 上段下段の 仕切りなし		百人一首解	明和 8 年 9 月 26 日
	「東都書肆 日本橋北室町三丁目／須原屋市兵衛」とあり		文乃志るべ 近刻	
			しつぽく料理集	明和 8 年 11 月 9 日
			民間備荒錄	明和 8 年 12 月 24 日
			信濃地名考	[安永 2 刊]
			二 丁 表 下 段	
			寝惚先生文集	[明和 4 年刊]
二 丁 裏 上 段	七般音経	安永 2 年 9 月 28 日	小説土平傳	[明和 6 自序]
	唐摹真本十七帖		笑府	同定不能
	遊戯画帖		唐明詩鍵	宝暦 13 年 6 月 22 日
	解體新書	安永 4 年 9 月 27 日	大東地名箋	明和 4 年 6 月 24 日
	解體約圖	安永元年 12 月 25 日	詩學小成	明和 6 年 6 月 24 日
	名物画譜		五筆法帖	〈宝暦 8 年 5 月〉
	(注3)		常磐帖	明和 8 年 12 月 24 日
			二 丁 裏 下 段	
			療治茶談	明和 7 年 12 月 25 日
			外科撮要	明和 5 年 12 月 25 日
			西遊紀行	明和 8 年 6 月 24 日
			四溟陳人詩集	[明和九刊]
			郊華集	明和 8 年 9 月 26 日
			繪本いろは歌	安永 3 年 12 月 25 日
			(注3)	

二丁表下段からの続き↓

七般音経	安永 2 年 9 月 28 日	二 丁 裏 下 段	療治茶談	明和 7 年 12 月 25 日
唐摹真本十七帖			外科撮要	明和 5 年 12 月 25 日
遊戯画帖			西遊紀行	明和 8 年 6 月 24 日
解體新書	安永 4 年 9 月 27 日		四溟陳人詩集	[明和九刊]
解體約圖	安永元年 12 月 25 日		郊華集	明和 8 年 9 月 26 日
名物画譜			繪本いろは歌	安永 3 年 12 月 25 日
(注3)			(注3)	

は『物類品隠』の販売に関与していなかつたと思われる。

『解体新書』の蔵版目録などでみかける種類のひとつである「大本用短冊形二段八行蔵版目録」は、現在四類の異版を確認⁽¹⁷⁾しており、その最初の版の意味で記号Aを付与した。第一番目（A）には、割印日が安永四年九月二十七日の書物が記載されており、第一番目の異版は安永四年十二月二十五日に割印を受けた書籍が記載されている。よつて、「大本用短冊形二段八行蔵版目録A」のある『物類品隠』⁽¹⁸⁾は安永四年九月二十七日から十二月二十五日ごろ市兵衛によつて販売された可能性がある。

その後、『物類品隠』は一部の版権が売買され板木が大阪に流れ、大阪の板木総目録株帳に記載される。別の見方をすれば、蔵版目録の記録をたどることで、板木がいつまで市兵衛の手元にあり、受注生産に対応できたかおまか年代が判明すると考へる。蔵版目録から書名が削除されるということは、板木が譲渡された可能性が考えられるからである。

「大本用短冊形二段八行蔵版目録」の四類すべてに『物類品隠』が載つてゐる。第二番目と第三番目では、近刻であつた『文のしるべ』が『文栄』に差し替わつてゐる。

このことにより、第三番目は安永七年三月二十六日以降に作製されたと判明する⁽¹⁹⁾。第四番目は、刊記に記載されている市兵衛の住所が「室町二丁目」である『解体新書』につけられている。市兵衛が三丁目から二丁目へ移転したあとに販売された書籍に付いていた蔵版目録である。移転時期は、出版組合の記録からは寛政元年四月、六月以降、寛政四年五月十六日以前と判明し、市兵衛の出版物および割印帳の調査から、寛政二年三月二十六日以降、寛政二年十月二十一日以前と結論を導きだしてい⁽²⁰⁾るのでの、寛政二年以降に販売されたといえる。よつて、『物類品隠』は少なくとも「大本用短冊形二段八行蔵版目録」が使われていた時期はまだ市兵衛に板木があつたと考えられる。

印刷博物館所蔵の『解体新書』（以後、印刷博物館本）の蔵版目録では、『物類品隠』の記載がない。印刷博物館本の蔵版目録は「大本用長方形型二段不定行蔵版目録」とある。市兵衛が三丁目から二丁目へ移転したあとに作製された蔵版目録である。前述したとおり移転は、寛政二年三月二十六日以降、寛政二年十月二十一日以前と考え

られるので寛政二年以降に製作されたといえる。印刷博物館本の藏版目録の記載内容『古今名物類聚』に着目し分析すると、寛政六年九月二十九日以降、寛政九年六月二十五日以前の間に流通した藏版目録と考えられるの⁽²¹⁾で、この時期以前に板木は譲渡されていたと推測できる。

また逆に、『解体新書』の板木はこの時期でも市兵衛が所有していたことが窺える。

4 「寛政二戌年改正板木総目録株帳」と

「文化九壬申年板木総目録株帳」

「松籟館藏板」から「赤井館藏板」への変化は、板木

が譲渡されたことに伴う結果だと考えられる。

「松籟館藏板」と「赤井館藏板」の相違は藏版者の明記の違いと、刊記が入れ



図1 住吉大社御文庫所蔵
「寛政二戌年改正板木総目録株帳」

木（埋木）により一部が変化していることである。鳩渓平賀先生嗣出書一覧と江戸の書肆伏見屋「植村藤三郎」の部分が、「大坂順慶町五丁目柏原屋與左衛門」「同心齋橋筋久太郎町河内屋喜兵衛」「堺湯屋町山ノ口筋北村佐兵衛」に変わった。

大坂本屋仲間の記録簿に「寛政二戌年改正板木総目録株帳」（住吉大社御文庫所蔵）、「文化九壬申年板木総目録株帳」（大阪府立図書館への寄託）がある。前者は、天明六年から作成作業が進められ、寛政二年九月二十日に完成した⁽²²⁾。台帳としての機能を持つので、その後の最新情報が加除されている。様々な墨印、朱印、青印が押されおり、台帳改めや、改訂を行つていたことが窺える。

青印は、文化九年改正簿冊すなわち「文化九壬申年板木総目録株帳」への転記を示すものである⁽²³⁾といわれている。後者は、柱刻に「文化九壬申歳改正 大坂書林板木目録」とあるので、「文化九壬申年板木総目録株帳」という書名で流通しているが、「簿冊の各冊裏見返しには「自文化九壬申年改正／文化十五年戊寅年正月出来」とあるから、調査を重ねながらの新簿冊への書き替え作業は、文化十五年までおよんだと考えられる⁽²⁴⁾」といわれており、浜田

啓介の調査では、その後の記載は明治三年における⁽²⁵⁾と
う。従い、明治三年まで台帳としての機能を担っていた
と考えられる。

「寛政二戌年改正板木総目録株帳」には、「柏与」とそ
れに対する消し込み線と、「河儀」、「今辰」とそれに
対しての消し込み線と、「加善」の記録が確認できる。
「河儀」と「今辰」の横には青色の照合印「摹」が押さ
れており、「加善」の上には朱色の照合印「摹」が押され
ている。

「文化九壬申年板木総目録株帳」には、「河武」とそれ
に対する消し込み線、「今辰」の上に「加善」の貼紙、
「藤徳」の記録が確認できる。「河武」「加善」には「改
正」の朱印が添えられており、「藤徳」には「新正」の朱
印が押されている。台帳の冊数は両方とも五冊と記録さ
れており、一冊分が足りない。

これらの史料調査により、寛政二年九月二十日にはす
でに板木が大阪で保有されており、最初は相合板ではなく
く、「柏与」こと柏原屋與左衛門が所蔵していたことが判
る。そしてその後に、「河儀」と河内屋儀助と「今辰」
こと今津屋辰三郎に板木所有者の変更が行われてているこ



図3 「図2」下段の部分拡大
「河儀」「今辰」の横に転記した際の青色の照合印
「摹」が「加善」には朱色の照合印「摹」が確認
できる。

図2 住吉大社御文庫所蔵
「寛政二戌年改正板木総目録株帳」

とが確認できる。

れた結果であると考える。

「寛政二戌年改正板木総目録株帳」から「文化九壬申年板木総目録株帳」への最初の転記では、版権所有者として「河武」⁽²⁶⁾と「今辰」を転記したが、文化十五年までの

調査期間に「今辰」から「加善」こと加賀屋善藏に版権が譲渡され、新しい簿冊には紙を貼り、古い台帳である「寛政二戌年改正板木総目録株帳」には、「今辰」の消し込みと「加善」を書き加え、朱の照合印「摹」を押したのではないかと推測する。「青藜館／種玉堂合梓」の『物類品鷗』の刊記に「文化三丙寅年求版」とあることから、遡つて古い台帳すなわち「寛政二戌年改正板木総目録株帳」を改めたのは、文化三年に版権が譲渡されていたからではないだろうか。そしてその後、「河武」から「藤徳」こと藤屋徳兵衛に板木所有者の変更が行われていることが確認できる。「河儀」が「河武」と転記されている件については、今後も引き続き文書調査を行いたい。

また、全六冊であるべき書籍の五冊分しか記載されていない理由として、残りの一冊分は須原屋市兵衛が保有していたのではないかと考える。「松籟館蔵板」から「赤井館蔵板」への変化は、板木5冊分が江戸から大阪へ流

5 赤井館蔵板に記載されている

書肆柏原屋與左衛門と書肆柏原屋清右衛門

「赤井館蔵板」には、柏原屋與左衛門と柏原屋清右衛門の記載がある。佐古慶二の論文⁽²⁷⁾により柏原屋清右衛門（有常）は明和二年八月五日に與左衛門に改めたことが確認でき、追加された與左衛門は、この宝暦十三年の清右衛門と同一人物ということが判る。従つて、「赤井館蔵板」は明和二年八月五日以降に成立したことが窺える。

6 「文化三丙寅年求版」の意味すること

「青藜館／種玉堂合梓」は、刊記に求版と記載されていることから、名実ともに文化三年に版権が、市兵衛、與左衛門から今津屋辰三郎、河内屋儀助に移つたことが窺える。

文化三年という年は、江戸において大火がおこつた年である。この丙寅の火事の打撃⁽²⁸⁾により、市兵衛が版権を

譲渡したのではないかと考える。

「青藜館／種玉堂合梓」は、関西系ではあるが、「赤井館藏版」との決定的な違いとして、刊記に市兵衛が記載されていないこと、辰三郎と儀助の合梓であることが明記されていることより、『物類品隠』の二種四類のうちの類の一つと位置づけるのではなく、種の一つと位置づける。『物類品隠』は、「松籟館藏板」「赤井館藏板」「青藜館／種玉堂合梓」の三種と、印類の有無による類の違があると結論づけたい。

むすびにかえて

『物類品隠』は、宝暦十三年七月に開版され、明和元年六月二十五日以降に販売された。「松籟館藏板」から「赤井館藏板」への変化は、板木が江戸から大阪に移ったことに起因し、大阪の史料により明和二年八月五日以降寛政二年九月二十日以前の期間であることを述べた。また、「大本用短冊形二段八行蔵版目録」の四類全てに『物類品隠』の記載があることから、寛政二年ぐらいまでは市兵衛が受注に応じられる状態にあつたであろうことを述べた。

この二点から寛政二年ごろに板木が大阪へ流れたのではないだろうかと推測している。次に、「赤井館藏板」の刊記に市兵衛の名前がまだ記載されていること、大阪の記録簿である「寛政二戌年改正板木総目録株帳」には五冊と一冊欠けた状態で記載されており、相合板である明記がなされていないことから、一冊分の版権は別に市兵衛が所有していたのではないかと結論づけた。「青藜館／種玉堂合梓」は、「文化三丙寅年求版」と明記されるとおり、丙寅の火事で被災した市兵衛から版権の譲渡を受け、今津屋辰三郎と河内屋儀助が、改めて板木を合梓した可能性を述べた。「求版」という用語は、焼株など板木の現物を伴わない権利を求めた時に限定的に使われた可能性があるのではないかと推測している。

今後の課題は、「蔵板」と「蔵版」には意味の違いがあるのかないのか、意図して使い分けがなされていたのかについて探求していきたい。「求版」という用語が使われる場合の条件についても考えていただきたい。

(1) 本論文では、「撰要類集」「類集撰要」「三組書物問屋諸

規定」「割印帳」「開板御願書扣」「寛政二戌年改正板木総目録株帳」「文化九壬申年板木総目録株帳」などを用いた。

「撰要類集」は、町奉行書で正式に永久保管と定めた布令と事件を選んでまとめたものであり、「類集撰要」は、觸書や伺等を名主小田島氏が寛政から文化に記録したものである。「三組書物問屋諸規定」「割印帳」は江戸、「開板御願書扣」「寛政二戌年改正板木総目録株帳」「文化壬申年板木総目録株帳」は大坂の出版組合の記録文書である。

(2) 杉本つとむ「解題」、『西洋本草書集』(早稲田大学蔵資料影印叢書洋学篇第十一巻)早稲田大学蔵資料影印叢書刊行委員会、一九九六、七

(3) 同掲、杉本つとむ「解説」、『物類品隠』(生活の古典双書二)八坂書房、一九七二、四

書体の違う二つの序文については、何らかの作為があつて逆の順序の書物も存在するのかもしれないが、綴じ違えのレベルとして扱う。「明暦九年版」については、殘念ながら努力不足のため未見である。

(4) 福田安典「平賀源内と出版」(『江戸文学』二四号 二〇〇一、十一 九四〇—一〇六頁)

(5) 天保十三年六月、学問所で改める法令がだされ、翌十四年十一月、医書新刻ものは医学館にて改めると変更されている。国立国会図書館所蔵「徳川幕府引継書」第一集、天保撰要類集

(6) 岡本勝「近世出版の一側面：本居家関係文書を中心に」(『近世文学』三一号 一九七九、九 四三〇五二頁)

(7) 小林善八著「日本出版文化史」日本出版文化史刊行会、一九三八

宝暦から寛政まで時代が下るので若干物価が違つていてが、十六巻八冊(全三百五十丁)で千部を仕立てるのに金二百八両三分かかることが判る。

(8) 宝暦十二年五月の「書物問屋仲間三組申合条目」(国立国会図書館所蔵「徳川幕府引継書」第一集、類集撰要)

天保の改革で株仲間が解散させられた後、天保十三年十月に出された文書では、素人蔵板たりとも書写致し差し出しなさいと申し渡された。また、天保十三年十二月「武家蔵板」と称して世の中に流布する本もあるので、この度諸家蔵板そのほか学問所で改めるとの記録もある。(国立国会図書館所蔵「徳川幕府引継書」第一集、天保撰要類集)書物問屋仲間の記録「三組書物問屋諸規定」では、先の林大学頭の挨拶下ヶ札の内容を受け対応したと思わ

れる次のものがある。天保十三年十二月八日、武家方の

蔵板を書肆が売り広める場合は、板木のまま差し出すか、

新規著述の場合は草稿を差し出すと規定されている。

(9) 国立国会図書館所蔵「徳川幕府引継書」第一集、天保撰要類集

天保十三年寅九月廿六日 水野越前守殿斎阿弥を以御

渡町奉行え

新板書物之儀付ては、先達て相触候趣も有之候処、

以来は活字板之儀も於学問書相改候筈候間、諸事先

頃相達候通心得、是迄有来之分は其儘にて差置、此後

出板之分斗其節々々改請候様可仕候

右之通相触候間、可被得其意候

九月

前掲 杉本つとむ「解題」、『西洋本草書集』

(11)(10) 浜田義一郎「平賀源内の『有馬紀行』」(『文学』三四(七)

一九六六・七 六一～七一頁)、前掲 福田安典

「割印帳」は販売許可を得た時の記録簿である。

拙著「江戸における新刊本販売点数の推移に関する考察」

『書物・出版と社会変容』二号 二〇〇七・一 八三

(13) 〈九六頁〉にその特徴を述べている。

「開板御願書扣」は開版出願の許可がでた日の記録簿である。「割印帳」とは次のような機能の違いがある。「割印帳」では京都や大阪の版元の本を江戸で売り出す場合の江戸書肆が記録されている。また、相合株の場合、

京都や大阪の書肆名も記録されている。対して、「開板御願書扣」では、出願した書肆は判明しても、江戸や京都の本を大阪で売り出した場合の記録は記載されない。

(14) 建部綾足著作刊行会編、『建部綾足全集』第九卷 国書刊行会、一九九〇・二

(15) 国立国会図書館所蔵 請求記号一二一／六／五四

(16)(15) 明和四年十二月二十三日以降に販売されたとは言えるが、『王元美尺牘』『歴代事跡之圖』と『大明十三省／萬国一器方量圖』の書籍の同定および出版年の確認ができないため、この蔵版目録が作成されたのは、明和四年十二月二十三日ごろとは断言できない。

(17) 拙著「近世商業出版における蔵版目録のあり方について」(『日本出版学会』二〇〇七年度春季研究発表会予稿集)二～七頁

(18) 大阪府立図書館 受入番号一八三〇三五

拙著 修士論文 「『解体新書』の書誌学的研究二つの

刊記情報をめぐる考察」および 同掲「近世商業出版における蔵版目録のあり方について」

(20) 前掲 修士論文『解体新書』の書誌学的研究－二つの刊記情報をめぐる考察－

(21) 大名松平不昧の『古今名物類聚』は五回に渡つて出版された。印刷博物館本の蔵版目録の記載は、「拾遺の部」の四冊の記載がない。

『古今名物類聚』の出版履歴

茶入の部 七冊

中興名物 五 割印日 寛政三年十二月二十五日

大名物 二 割印日 寛政二年三月二十六日

五冊

(後窯・国焼一、天目茶碗一、樂燒茶碗一、雜器の部二)

拾遺の部 四冊

割印日 寛政九年六月二十五日

裂の部

二冊

割印日 寛政三年十二月二十五日

計十八冊

(22) 大阪府立中之島図書館編『大阪本屋仲間記録』第十二卷 精文堂出版、一九八八、三

(23) 前掲 大阪府立中之島図書館編『大阪本屋仲間記録』第十三卷 精文堂出版、一九八七、三

(24) (25) 浜田啓介「近世後期に於ける大阪書林の趨向」(『近世文芸』三号、一九五六、七十五～八頁)
「河武」は河内屋武市郎のことかとも思われるが、現在の情報源では同定できない。この「河武」は、「河儀」とこと河内屋儀助が改名したあるいは、代替わりした後継者との可能性はないかと推測している。

(26) (27) 佐古慶三「浪華書林渋川称觥堂伝」(『上方文化』五号 一九六二、六 三一～四一頁)

(28) 前掲 拙著「江戸における新刊本販売点数の推移に関する考察」、拙著「『重訂解体新書』の出版に関する一つの考察」他

【付記】

「寛政二戌年改正板木総目録株帳」の調査においては、住吉大社文教課 権楠宜 川畑勝久様、「文化九年申年板木総目録株帳」の調査では、大阪府立中之島図書館司

書の皆様の多大なるご好意を賜りました。この場を借りてお礼申し上げます。

【付記二】

本論文は、日本出版学会二〇〇八年春季研究発表会（二〇〇八年四月二十六日　日本大学）にて、口頭発表した内容をもとに、加筆したものである。

【付記三】

本論文は、鈴渓学術財団の平成二十年度研究助成を受けた研究成果の一部である。